

男鹿市の入札・契約等に関する情報の公表及び公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る競争入札及び契約（以下「入札等」という。）の透明性の向上を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第15条の規定による適正化指針に基づき、入札等に関する情報の公表、公開の実施について必要な事項を定めるものとする。

(建設工事に係る発注見通しの公表)

第2条 市長は、毎年度当初に当該年度に発注が見込まれる建設工事に関する次の事項を公表する。

(1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札等を行う時期

2 市長は、次に掲げる時期を目途として前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更があったときは、変更後の当該事項を同項に規定する方法により公表する。

イ 4月上旬

ロ 7月上旬

ハ 10月上旬

ニ 1月上旬

3 発注見通しを公表する建設工事は、予定価格が200万円を超えないと見込まれるもの、及び公共の安全と秩序に関連する工事で秘密にする必要があるものを除くものとする。

4 前項の規定による発注の見通しに係る情報の公開は、当該年度末まで行う。

(入札参加資格等の公表)

第3条 市長は、入札等に係る競争入札に参加する者に必要な資格が告示され、これによる資格が認定された者に係る次に掲げる項目を掲載した名簿を遅滞なく閲覧の方法により公表する。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 認定に係る業種

(4) 格付け工種にあつては、格付けの結果

2 前項の規定による資格認定等に係る情報の公開は、当該資格の有効期間の末日まで行う。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 市長は、入札等（予定価格が200万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序に関連する工事で秘密にする必要があるものを除く。）について、その入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する次の事項を、契約締結後遅滞なく公表する。

(1) 入札及び契約の方法

(2) 条件付き一般競争入札に係る参加者の資格、商号又は名称

(3) 指名競争入札において指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(4) 入札者の商号又は名称及び入札金額

(5) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(6) 低入札調査基準価格、失格判断基準価格及び最低制限価格

(7) 総合評価における価格評価点、価格以外の評価点・評価項目・評価項目基準配点、総合評価点及び評価点の配分

(8) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(9) 公共工事の名称、場所、種別及び概要

(10) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(11) 契約金額

(12) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(13) 契約変更した場合の変更理由並びに変更後の工事の概要、完成時期及び契約金額等

(14) その他必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、秋田県電子入札システムにおける入札情報サービス及び閲覧方式により行う。

3 前項の規定による公表は、当該公表した日の翌日から起算して5年間が経過する日まで行う。

(低入札価格調査の概要の公表)

第5条 市長は、低入札価格調査制度に基づく調査を実施したときは、遅滞なく当該調査の結果の概要を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

2 前項の規定による低入札価格調査の概要の公表は、閲覧方式により行う。

(指名停止等に係る情報の公開)

第6条 市長は、指名停止の措置又は暴力団関係の指名排除の措置をとったときは、遅滞なく当該措置の対象者の商号又は名称並びに当該措置の期間及び理由を閲覧の方法により公表する。

2 前項の規定による指名停止等に係る情報の公開は、閲覧方式により行う。

(公表の補完措置)

第7条 市長は、この要領の規定に基づき情報の公表を行う場合において、必要があると認めるときは、市のホームページへの掲載、書面での供覧、報道機関への情報提供その他適当な補完措置をとるものとする。

(公表の実施場所)

第8条 この要領の規定に基づく情報の公表は、総務企画部財政課において実施する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。